

○葛城市広報における広告掲載要綱

平成21年5月29日

告示第49号

(趣旨)

第1条 この告示は、葛城市広告掲載要綱（平成21年葛城市告示第47号）第4条の規定に基づき、葛城市が発行する広報かつらぎ（以下「広報」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、1件あたり縦46ミリメートル横84ミリメートルとする。

(掲載の位置)

第3条 広告の掲載位置は、広報主管課長が決定する。

(掲載料)

第4条 広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、1件あたり1万円とする。

(広告内容等)

第5条 広告のデザイン及び内容は、広報のイメージを損なってはならない。

- 2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(広告の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者は、広報誌広告掲載申込書（様式第1号）を掲載を希望する広報の発行月の前々月の初日（その日が葛城市の休日を定める条例（平成16年葛城市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）にあたるときは、その日以後において、その日に最も近い市の休日でない日）以降25日（その日が市の休日にあたるときは、その日以前において、その日に最も近い市の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

- 2 広告の申込みは、1掲載号につき1件とする。

- 3 複数月にわたって広告を掲載するときは、広告を掲載する当該年度の5月号から翌年度の4月号までの間とする。

(掲載の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、当該申込者に広報誌広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(掲載料の納付)

第8条 広告主は、市長の指定する期日までに、掲載しようとする版下を添えて、掲載料を全額納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告のデータ)

第9条 版下は、原則としてDTP処理できるEPSファイル形式のデータで、色は黒1色、フォントはアウトライン処理されたものとする。

- 2 広告の版下に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
- 3 広告の版下の作成に係る一切の費用は、広告主の負担とする。

(広告の内容等の変更)

第10条 市長は、広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）が法令等に違反又は抵触している、若しくはそのおそれがある、と判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

- 2 広告主は、市長の求めに応じて、自己の責任及び負担で広告の内容等の変更を行うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号に該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに掲載料の納付がないとき。
- (2) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を書面により取り下げることができる。ただし、広告データの納品後は、広告主は、当該広告の掲載の取下げができないものとする。

(掲載料の返還)

第13条 前条の規定により、取下げをしたときは、掲載料は返還しない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、納付済みの掲載料のうち掲載できなかった月数に対する金額を広告主に返還するものとする。

(広告主の責任)

第14条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に保証するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告主の届出義務)

第15条 広告主は、広告の内容等に変更が生じたときは、広報誌広告掲載内容変更届（様式第3号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

年 月 日

広報誌広告掲載申込書

葛城市長 様

葛城市の広報誌への広告掲載を下記のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地		
	フリガナ 名 称		㊟
	フリガナ 代表者氏名		㊟
	担当者氏名		
	連絡先	電話番号	
		FAX 番号	
		e-mail	
	業 種		
掲載希望期間		広報「かつらぎ」 年 月号から 年 月号まで(ヶ月間)	
広告の内容		別紙添付	
そ の 他		① 申込みにあたっては、葛城市広告掲載要綱、葛城市広報における広告掲載要綱の内容を遵守し、実施にあたっては葛城市の指示に従います。 ② 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害がないことは確認済みです。	
※注意事項		業種・広告内容により、資格免許証又は諸証明書などの広告掲載申込者の健全性を確認できる書類の写しの添付を求めています。	

様式第 2 号(第 7 条関係)

年 月 日

広報誌広告掲載可否決定通知書

様

葛城市長 

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

広告掲載の可否	可 ・ 否
掲 載 内 容	
掲 載 期 間	年 月号 年 月号 ～ 年 月号
掲 載 料	掲載料 円 (@10,000 円 × ヲ月分)
掲 載 条 件	
掲載料納付及び 広告データ納入期日	年 月 日
備 考	

様式第 3 号(第 15 条関係)

年 月 日

広報誌広告掲載内容変更届

葛城市長 様

届出者

広告掲載内容について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

掲 載 内 容	別紙の通り
備 考	